

ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金

【受付期間】 平成30年2月28日(水)から 平成30年4月27日(金) / 当日消印有効

【事業期間】 交付決定日から 平成30年12月28日(金)迄 (小規模型は平成30年11月30日(金)迄)

事業の目的・概要

足腰の強い経済を構築するため、日本経済の屋台骨である中小企業・小規模事業者が取り組む、生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等の一部を支援します。

対象類型と補助上限額・補助率等

対象類型	【革新的サービス】	【ものづくり技術】	
基本要件	「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的なサービスの創出・サービス提供プロセスを改善する事業	「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した革新的な試作品開発・生産プロセスを改善する事業	
3～5年計画で、「付加価値額」年率3% 及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること			
一般型	<ul style="list-style-type: none"> 概要：中小企業等が行う革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援 補助上限額：1,000万円 補助率：1/2以内 ※生産性向上特別措置法(案)に基づく「先端設備等導入計画」(注1)の認定、又は経営革新計画(注2)の承認を取得して一定の要件を満たすものは補助率：2/3以内 設備投資が必要 対象経費：機械装置費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウド利用費 	生産性向上に資する専門家の活用がある場合は、補助上限額を30万円の増額が可能。	
小規模型	設備投資のみ		<ul style="list-style-type: none"> 概要：小規模な額で中小企業等が行う革新的なサービス開発・プロセス改善を支援 補助上限額：500万円 補助率：1/2以内 (小規模事業者の補助率：2/3以内) 設備投資が必要 対象経費：機械装置費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウド利用費
	試作品開発等		<ul style="list-style-type: none"> 概要：小規模な額で中小企業等が行う試作品開発を支援 補助上限額：500万円 補助率：1/2以内 (小規模事業者の補助率：2/3以内) 設備投資が可能(必須ではない) 対象経費：機械装置費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウド利用費、原材料費、外注加工費、委託費、知的財産権等関連経費
企業間データ活用型	<ul style="list-style-type: none"> 概要：複数の中小企業等が事業者間でデータ・情報を活用し、連携体(注3)全体として新たな付加価値の創造や生産性の向上を図るプロジェクトを支援 補助上限額：1,000万円 補助率：2/3以内 設備投資が必要 対象経費：機械装置費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウド利用費 		

注1:「先端設備等導入計画」は、補助事業者が固定資産税の特例率をゼロの措置をした市町村の認定を受けた計画を示します。

注2:「経営革新計画」は、平成29年12月22日の閣議決定後に新たに申請し承認を受けた計画を示します。

注3:連携体への参加事業者数は10者まで。なお、個者ごとの補助上限額である1,000万円に加え、200万円に連携体参加数を乗じて算出した額を上限に連携体内で配分可能です。また、「革新的サービス」、「ものづくり技術」をまたぐ連携も可能です。



■ 公募要領・申請様式は、「大阪府中央会」のホームページをご覧ください。 <https://www.maido.or.jp/>
 申請書の提出先は、「大阪府地域事務局」です。なお、受付は「郵送」のみの受付となりますので注意下さい。

= 申し込み・お問い合わせ先 =

大阪府中小企業団体中央会
 ものづくり中小企業支援室
 〒540-0029 大阪市中央区本町橋 2-5
 マイドームおおさか 5階

TEL 06-6947-4378 FAX:06-6947-4379

問合せ時間：10:00～12:00 13:00～17:00 / 月～金(祝日除く)